# おくやみハンドブック

品川区

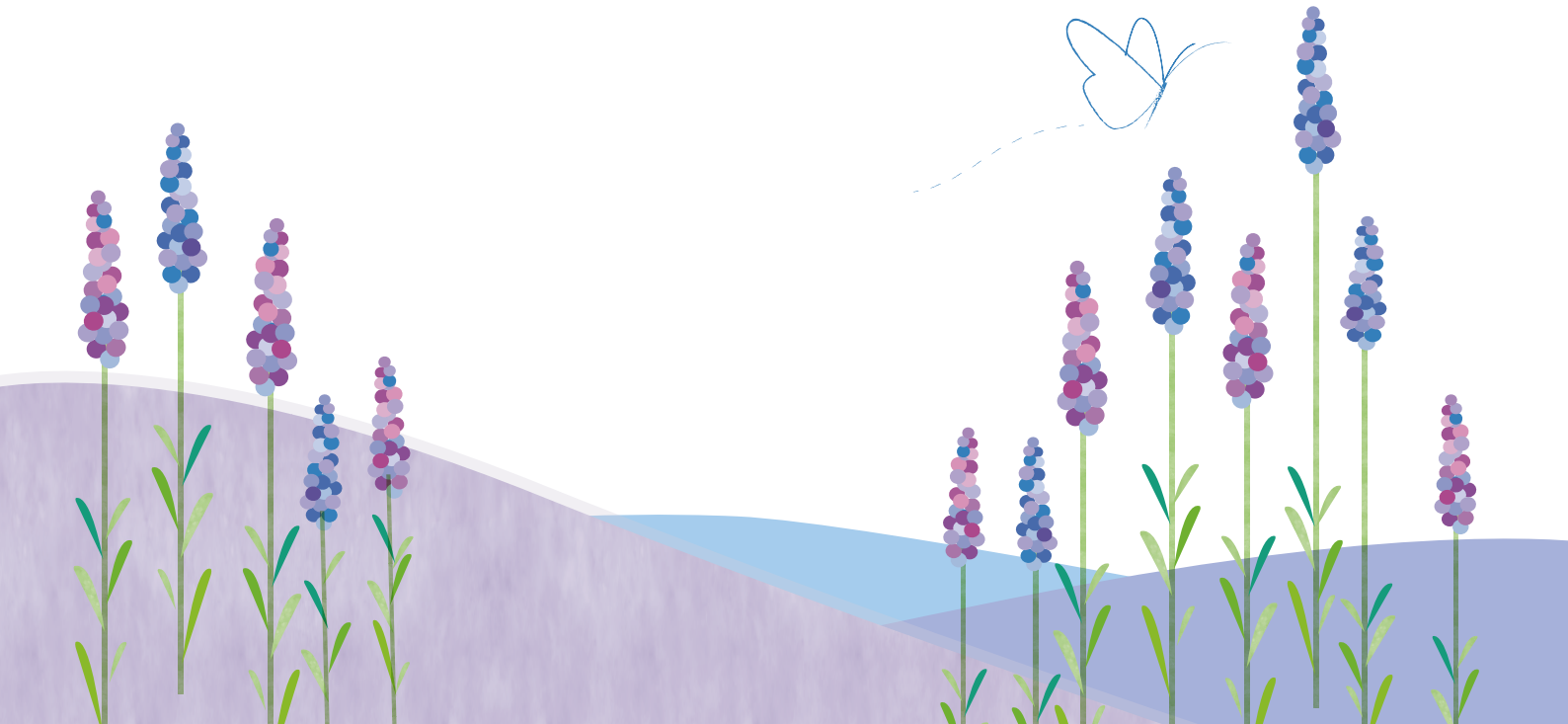

# ご遺族の方へ

ご家族のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。
品川区では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きについて、
おくやみハンドブックを作成いたしました。
ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。
また、『おくやみコーナー』を設け、各種手続きやご案内をしております。
どうぞ、ご利用ください。


1. 死亡届について…… 2
2. 住民登録について…… 3
3. 区民葬儀について…… 4
4. 斎場・火葬施設について…… 5
5. 年金に関する手続き…… 6
6. 国民健康保険・後期高齢者医療制度に関する手続き…… 6
7. 介護保険について…… 7
8. 亡くなられた方に児童がいる場合… 7
9. 税金について…… 7
10. 障害のある方が亡くなられた場合… 8
11. その他の手続き …… 9
12. お手続きチェックリスト…… 10
13. 身近な人、大切な人を亡くした時… 11
14. 区民相談室（専門相談）の案内【要予約】…… 12
15. 不動産の相続手続き（相続登記）について …… 13
16. 法定相続情報証明制度について … 14


## おくやみコーナーのご案内

品川区では、ご家族等の身近な方が亡くなられた際、ご遺族による区役所での各種手続きの不安や負担を減らすため、手続きの相談・案内・受け付けをワンストップで行う窓口「おくやみコーナー」を設置しております。

● **ご利用対象者**

お亡くなりになった区民のご遺族等、死亡後の手続きを執り行う方

● **開設日時・場所**

月～金曜日（祝日を除く）9時～17時（12時～ 13時を除く）
区役所第二庁舎 3 階ロビー

● **ご利用方法**

おくやみコーナーを利用される方は、来庁される日の7営業日前（土・日祝日等を除く7日前）までに品川区電子申請サービスまたは電話にてご予約をお願いいたします。ご予約時に、お亡くなりになった方の情報やご遺族の方との関係性などについてお伺いします。

**【お電話による予約】**

**03-5742-6034** ＜平日9時～17時（12時～13時を除く）＞

**【Web による予約】**

QR コードを読み取り、品川区電子申請サービスからご予約ください。

# 1. 死亡届について

## 死亡届

亡くなられた方の本籍地、届出をする方の住所地、または亡くなられた場所の市区町村の役所へ死亡の事実を知った日から７日以内に届出をしてください。

## 埋火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡ししています。

## 届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

問い合わせ先　**戸籍住民課　戸籍住民担当（戸籍届出）**　**電話：03-5742-6657**
**（区役所議会棟　３階）**　**FAX：03-5709-7625**

## 死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ下記の日数がかかります。

- 本籍地に届出をした場合→１週間
- 本籍地以外に届出をした場合→10日～２週間

## 戸籍の請求

必要な戸籍の種類（誰の、いつからいつまでの戸籍か、など）については、あらかじめ提出先の機関にご確認ください。

- **直系親族（子や孫など）または配偶者の方が請求する場合**
  亡くなられた方の戸籍が必要な場合、直系親族または配偶者の方は、亡くなられた方の戸籍を請求することができます。亡くなられた方の本籍が品川区以外にある場合でも、広域交付で戸籍謄本（戸籍に記載されている全員が載ったもの）を品川区に請求できます。広域交付の場合は抄本（戸籍に記載されている一部の方のみが載ったもの）は請求できません。また、広域交付の請求の際には、写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。
- **傍系親族（兄弟姉妹やおじおばなど）の方が請求する場合**
  亡くなられた方の品川区にある戸籍は請求できますが、法定相続人であるなど請求には条件があります。広域交付の利用ができませんので、品川区以外の市区町村にある戸籍は本籍地の市区町村に直接請求ください。
- **代理人の方が請求する場合**
  請求できる方からの委任状を添えて請求する必要があります。ただし、代理人は広域交付を利用できません。

問い合わせ先　**戸籍住民課　戸籍住民担当（証明交付）**　**電話：03-5742-6659**
**（区役所議会棟　３階）**　**FAX：03-5709-7625**

※品川区以外の市区町村に戸籍を請求する場合は、その市区町村にお問い合わせください。
※戸籍は、郵送・オンラインで請求が可能です。請求方法は、下記担当窓口にお問い合わせください。

## 戸籍の郵送請求

問い合わせ先　**戸籍住民課　戸籍郵送担当**　**電話：03-5742-6388**
**FAX：03-5709-7625**

# 2. 住民登録について

## 世帯主の変更

亡くなられた方が世帯主だった場合、区側で新しい世帯主を設定します。世帯主の変更希望がある場合はお問い合わせください。

## 印鑑登録証（カード）の廃棄

死亡により登録抹消となりますので、印鑑登録証（カード）は廃棄してください。

## 住民基本台帳カードの返納

戸籍住民担当（住民異動）窓口に返納ください。

## マイナンバー（個人番号）カードの保管

マイナンバー（個人番号）カードおよび通知カードは、番号の確認のために返還せずお手元に保管してください。

問い合わせ先　**戸籍住民課　戸籍住民担当（住民異動）**　**電話：03-5742-6660**
**（区役所議会棟　3階）**　**FAX：03-5709-7625**

## 住民票（除票）の請求

除票は、亡くなられた時点の住民登録地において、個人単位で作成されます。生前に同じ世帯であった方が、亡くなられた方の除票を請求する場合は、請求権限を確認してから交付します。

**●法定相続人（子や配偶者など）が請求する場合**
戸籍で関係を確認します。亡くなられた方および請求者がともに本籍地が品川区の場合は、戸籍証明書の持参は不要です。

**●生命保険の手続きのために請求する場合**
生命保険の証書など、請求権限が確認できる資料の掲示が必要です。

**●代理人が請求する場合**
委任状と、委任者の請求権限が確認できる資料が必要です。

問い合わせ先　亡くなられた時点の住民登録地が品川区の場合
**戸籍住民課　戸籍住民担当（証明交付）**　**電話：03-5742-6659**
**（区役所議会棟　3階）**　**FAX：03-5709-7625**

※品川区以外に住民登録をされている方は、住民登録地の市区町村にお問い合わせください。

住民票（除票）は、郵送で請求が可能です。請求方法は、下記担当窓口にお問い合わせください。FAXでの申請等は受け付けておりません。

## 住民票の郵送請求

問い合わせ先　**戸籍住民課 住民票郵送担当**　**電話：03-5742-6770**
**FAX：03-5709-7625**

memo

# 3. 区民葬儀について

区民葬儀とは、葬祭費用の負担軽減などの区民要望に応えるため、全東京葬祭業連合会に加盟する区民葬儀取扱業者が行っている葬儀のことです。

## 利用できる方

亡くなられた方が 23 区内にお住まいであったか、葬儀を行う親族の方が、23 区にお住まいなら、どなたでもご利用になれます。

## 区民葬儀で対象となる費用

祭壇・霊柩車・火葬料金・遺骨収納容器となっています。このほかに諸費用が別料金として必要となりますので、費用については、下記取扱店にご相談ください。

諸費用とは、ドライアイス・遺影写真・会葬礼状・返礼品・飲食費・生花・花輪・御供物・テント・ハイヤー・マイクロバス・斎場使用料などがあります。

## 利用の方法

区役所で死亡届を提出する際に区民葬儀券の交付を受け、区民葬儀取扱店に直接申し込んでください。

## 区民葬儀における助成制度について

令和８年４月より特別区区民葬儀利用者のうち、特別区が指定する民間火葬場において、最も低廉な火葬料金を支払った方を対象とした助成制度がございます。

### 区民葬儀取扱店一覧

令和８年４月１日現在

| 取扱店名 | 住所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| (有) 金子 | 品川区中延 5-4-12 | 03-3781-2145 |
| 品川合同葬祭 (株) | 品川区西中延 1-8-24 | 03-3787-3111 |
| 島田屋斎田商店 | 品川区西五反田 5-31-6-103 | 03-3491-2266 |
| (株) 島田屋 | 品川区小山 3-2-9 | 03-3714-0691 |
| 島田葬儀社 | 品川区豊町 1-7-1 | 03-3782-7152 |
| 大成祭典 (株) | 品川区西五反田 5-30-13 | 03-3490-3511 |
| (株) 田中セレモニー | 品川区小山 4-8-14 | 03-3781-4454 |
| 永桶祭典 (株) | 品川区小山 6-7-15 | 03-3781-8328 |
| 富士典礼 | 品川区豊町 4-3-17 | 03-3784-1101 |
| (有) 聖幸社 | 品川区南品川 4-4-20 | 03-3471-1010 |

※詳しくは、直接取扱店にお問い合わせください。

区民葬儀および助成制度についての詳細は、こちらのQRコードから
品川区ホームページをご確認ください。

# 4. 斎場・火葬施設について

## 臨海斎場

品川区をはじめ、港、目黒、大田、世田谷の５区により共同設置した施設です。

**施設内容**

**式　　場**：火葬施設：火葬炉 10 基、待合室８室（いす 54 席）
ほか葬儀施設：葬儀式場４室（いす 70 席）、二階式場４室（30 人程度）、遺族等控室４室（和室 10 畳、4畳、ユニットバス）、会葬者控室４室（いす 64 席または立食で 80 人程度）ほか
柩保管施設：保冷庫 24 庫
駐車場 259 台

**利用案内**

**利用できる方**：品川、港、目黒、大田、世田谷の５区が共同で設置し、運営する施設です。どなたでも利用いただけますが、上記５区の方とそれ以外の方では、利用料金が異なります。

**利用時間**：火葬施設は火葬時間内、二階式場は、17:00 から葬儀時間内、葬儀式場は14:00 ～翌日13:00、遺族等控室は16:00 ～翌日15:00、会葬者控室は17:00 ～翌日16:00、保冷庫は 24 時間単位。

**休館日**：火葬施設１月１日～３日、葬儀施設 12 月 31 日午後～１月３日午前
※このほか、工事等により臨時休館となる場合があります。

**申込み**：葬祭業者にお問い合わせください。

問い合わせ先　**電話：03-5755-2833（代）**
**（大田区東海 1-3-1）**

利用料等の詳細については、こちらの QR コードからホームページをご確認ください。

memo

# 5. 年金に関する手続き

## 年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給権者死亡届や未支給年金の請求等、手続きが必要な場合があります。手続きの詳細については、品川年金事務所へお問い合わせください。手続きの期限がありますのでご注意ください。

問い合わせ先　**品川年金事務所**　**電話：03-3494-7831**
（大崎 5-1-5 高徳ビル2 階）　**FAX：03-3779-3449**

※お問い合わせの内容によっては、ご遺族のお住まいの市区町村役場もしくは年金事務所をご案内する場合があります。

## 国民年金加入者（年金未受給者）が死亡したとき

国民年金に加入中で、年金を受給していない方が亡くなられた場合、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金が支給される場合があります。詳しくは国保医療年金課にお問い合わせください。

問い合わせ先　**国保医療年金課　国民年金係**　**電話：03-5742-6682**
（区役所本庁舎 4 階）　**FAX：03-5742-6876**

## 共済年金受給者が死亡したとき

各共済組合にお問い合わせください。

# 6. 国民健康保険・後期高齢者医療制度に関する手続き

亡くなられた方が国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していた場合は、資格確認書等をご返還ください。

## 葬祭費について

「品川区の国民健康保険に加入されていた方」または「後期高齢者医療制度に加入され、品川区から資格確認書等の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して 70,000 円が支給されます。※葬祭費は、告別式等葬祭を行った日の翌日から２年以内に申請してください。

### 申請に必要なもの

1. **死亡した方の被保険者番号がわかるもの（国民健康保険または後期高齢者医療制度）**
2. **葬儀費用の領収書等（写し可）**
   ※申請者が葬祭を行ったことを確認できるもの。
3. **葬祭を行った方の預金口座のわかるもの**

問い合わせ先　● 74歳以下の方
**国保医療年金課　給付係**　**電話：03-5742-6677**
（区役所本庁舎 4 階）　**FAX：03-5742-6876**

● 75 歳以上の方 および 65歳から74歳までで広域連合から障害認定を受けた方
**国保医療年金課　高齢者医療係**　**電話：03-5742-6736**
（区役所本庁舎 4 階）　**FAX：03-5742-6741**

## 7. 介護保険について

介護保険の被保険者が亡くなられた場合、介護保険証等を高齢者福祉課窓口または各地域センターでご返還ください（期限はありません）。ご逝去後の介護保険関係書類をご遺族等の住所へ送付希望の場合は、お申し出ください。

問い合わせ先　**高齢者福祉課　介護保険料係**（区役所本庁舎 3 階）　電話：03-5742-6681　FAX：03-5742-6881

## 8. 亡くなられた方に児童がいる場合

亡くなられた方に18歳未満の子どもがいる場合、所得等の要件を満たせば、児童扶養手当等の対象となる場合があります。詳しくは、子育て応援課にお問い合わせください。

問い合わせ先　**子育て応援課　手当医療助成担当**（区役所本庁舎 7 階）

- 児童手当について　電話：03-5742-6721　FAX：03-5742-6387
- その他子どもに関する手当／医療費助成について　電話：03-5742-9174　FAX：03-5742-6387

## 9. 税金について

### 特別区民税・都民税（住民税）・森林環境税

住民税・森林環境税は、1 月 1 日現在、品川区に住所があり、前年中の所得額が一定額以上ある方に課税されます。住民税･森林環境税が課税される場合には、納税通知書を 6 月上旬に送付します。

1 月 2 日以降に納税義務者が亡くなられた場合には、相続する方に納税義務が承継されます。納税通知書が送付されるまでの間に、納税義務者が亡くなられた場合には、納税通知書は相続人に送付されることになります。

品川区では、相続人のうちの一人を代表者として納税通知書を送付しています。

相続人となる方に相続人代表者届出書を送付する場合がありますので、その際はご提出をお願いします。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

問い合わせ先

- 住民税・森林環境税の納付について
  **税務課　収納管理係**（区役所本庁舎 4 階）　電話：03-5742-6669　FAX：03-3777-1292
- 所得税・相続税について
  **品川税務署**（港区高輪 3-13-22）　電話：03-3443-4171
  **荏原税務署**（品川区中延 1-1-5）　電話：03-3783-5371

### 軽自動車税

オートバイ・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先
● 原付（125cc 以下）・小型特殊自動車・ミニカー
**税務課　軽自動車税担当**　電話：03-5742-6667
（区役所本庁舎 4 階）　FAX：03-5742-7108
● 125ccを超えるオートバイ
**東京運輸支局**　電話：050-5540-2030
（登録ヘルプデスク）
● 660cc 以下の軽自動車
**軽自動車検査協会**　電話：050-3816-3100

手続きに関する詳細は、こちらのQRコードから品川区ホームページをご確認ください。

## 10. 障害のある方が亡くなられた場合

身体障害者手帳、愛の手帳の交付を受けていた場合は、障害者支援課に返還ください。

問い合わせ先　**障害者支援課　障害認定事務係**　電話：03-5742-6710
（区役所本庁舎 3 階）　FAX：03-3775-2000

### 障害者（児）関連手当／心身障害者（児）医療費助成（㊙）について

問い合わせ先　**障害者支援課　障害給付事務係**　電話：03-5742-7858
（区役所本庁舎 3 階）　FAX：03-3775-2000

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けていた場合は、各保健センターに返還ください。

問い合わせ先
**品川保健センター**　電話：03-3474-2225
（北品川3-11-22）　FAX：03-3474-2034
**大井保健センター**　電話：03-3772-2666
（大井2-27-20）　FAX：03-3772-2570
**荏原保健センター**　電話：03-5487-1315
（西五反田6-6-6）　FAX：03-5487-1320

※荏原保健センターは、令和８年５月７日より下記のとおり変更。
（荏原 2-9-6）電話：03-3788-7013　FAX:03-3788-7900

memo

# 11. その他の手続き

## 特定医療費（指定難病）受給者証を交付されていた

受給者証をご返還ください。
※問い合わせ先のほか、区役所７階保健予防課でも対応いたします。

問い合わせ先
品川保健センター（北品川3-11-22）　電話：03-3474-2225　FAX：03-3474-2034
大井保健センター（大井2-27-20）　電話：03-3772-2666　FAX：03-3772-2570
荏原保健センター（西五反田6-6-6）　電話：03-5487-1315　FAX：03-5487-1320

※荏原保健センターは、令和８年５月７日より下記のとおり変更。
（荏原 2-9-6）電話：03-3788-7013　FAX:03-3788-7900

## 被爆者健康手帳を交付されていた

① 被爆者健康手帳をご返還ください。
② 葬祭費の支給を申請することができます。
※亡くなられた方のお子さまが請求できます。
５年以内に請求ください。

## 公害医療手帳を交付されていた

公害医療手帳をご返還ください。

問い合わせ先　健康課　受動喫煙対策・公害保健係（区役所本庁舎７階）　電話：03-5742-6747　FAX：03-5742-6883

## 従事者免許証を持っていた方

各免許証については、ご返納ください。

問い合わせ先
● 医療従事者免許証（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）の返納について
品川区保健所　生活衛生課　医薬担当（区役所本庁舎７階）　電話：03-5742-9137　FAX：03-5742-9104
● 調理師、製菓衛生師の名簿登録削除について
品川区保健所　生活衛生課　食品衛生担当（区役所本庁舎７階）　電話：03-5742-9139　FAX：03-5742-9104
● クリーニング師免許の返納について
品川区保健所　生活衛生課　環境衛生担当（区役所本庁舎７階）　電話：03-5742-9138　FAX：03-5742-9104

## 飼い犬の登録事項変更について

飼い主が亡くなられた場合は、変更手続きが必要です。

問い合わせ先　品川区保健所　生活衛生課　管理係（区役所本庁舎７階）　電話：03-5742-9132　FAX：03-5742-9104

## 遺品整理・居室の片づけ後に発生する大量の生活ごみ

遺品整理および居室の片づけ後に、一度に多量の生活ごみ（45リットルごみ袋で５袋以上）が出る場合は有料になりますので、臨時ごみのお申込みをお願いします。
※遺品整理および居室の片付けは清掃事務所では行っていません。

問い合わせ先　品川区清掃事務所　事業係（大崎1-14-1）　電話：03-3490-7051　FAX：03-3490-7041

# 12. お手続きチェックリスト

区役所以外の手続については、下記の施設へ直接問い合わせください。

| チェック | 項　目 | 手続き場所 | 電　話 |
|---|---|---|---|
| ☑ | 公共料金<br>（電気・ガス・水道等） | ・東京電力 エナジーパートナー カスタマーセンター東京<br>・東京ガス お客さまセンター<br>・東京都水道局 お客さまセンター | 0120-995-001<br>0570-002-211<br>0570-091-100 |
| ☑ | 電話 | NTT、各電話会社、<br>最寄りの電話局、営業所など | |
| ☑ | 携帯電話 | 各携帯電話会社 | |
| ☑ | NHK受信料 | NHKふれあいセンター | 0570-077-077 |
| ☑ | クレジットカード | 各クレジット会社 | |
| ☑ | 生命保険 | 各生命保険会社 | |
| ☑ | 不動産（土地・建物等） | 死亡した方の名義の不動産を<br>管轄する法務局 | |
| ☑ | 株式 | 会社、信託銀行、証券会社等 | |
| ☑ | 普通自動車 | 関東運輸局東京運輸支局 | 050-5540-2030 |
| ☑ | 運転免許証 | 最寄りの警察署 | 品川 03-3450-0110<br>大崎 03-3494-0110<br>大井 03-3778-0110<br>荏原 03-3781-0110 |
| ☑ | 社会保険関係の<br>問い合わせ | 勤務先 | |
| ☑ | 各カードの返還<br>（旧外国人登録証明書・<br>在留カード・<br>特別永住者証明書） | 東京出入国在留管理局 | 0570-034259 |

memo

# 13. 身近な人、大切な人を亡くした時

身近な人、大切な人を亡くすことは、誰にとっても大変悲しく、つらい出来事です。遺された人には、大人にもこどもにもいろいろな感情がおこり、苦しみや悲しみだけでなく、こころやからだ、その他いろいろな影響が出るといわれています。

それらを消すことは、なかなかできないことですが、身近な人、大切な人を亡くした方を支える活動があります。

### 身近な人、大切な人を自死で亡くした方のつどい

**品川区わかちあいの会**

開催　偶数月第 4 金曜日
会場　品川保健センター

問い合わせ先　**保健予防課　こころの健康推進担当**（区役所本庁舎 7 階）　**電話：03-5742-7847　FAX：03-5742-6013**

### 身近な人を自死で亡くした方のための相談

**とうきょう自死遺族総合相談窓口**

問い合わせ先　**NPO法人全国自死遺族総合支援センター**（グリーフサポートリンク）
**電話：03-5357-1536**　月曜日～金曜日：14 時～18 時　日曜日：13 時～17 時

**自死遺族傾聴電話**

問い合わせ先　**NPO法人グリーフケア・サポートプラザ**
**電話：03-3796-5453**
11 時～ 17 時（毎週火・木・土曜日）

### SIDS等で子どもを亡くした方のための電話相談

**（東京都）赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談**

問い合わせ先　**電話：03-5320-4388**　10 時～ 16 時（毎週金曜日）

### こころとからだの健康相談

問い合わせ先
**品川保健センター**（北品川3-11-22）　**電話：03-3474-2903・2904　FAX：03-3474-2034**
**大井保健センター**（大井2-27-20）　**電話：03-3772-2666　FAX：03-3772-2570**
**荏原保健センター**（西五反田6-6-6）　**電話：03-5487-1311　FAX：03-5487-1320**

※荏原保健センターは、令和 8 年 5 月 7 日より下記のとおり変更。
（荏原 2-9-6）電話：03-3788-7016　FAX:03-3788-7900

# 14. 区民相談室（専門相談）の案内 要予約

**相談場所**

品川区役所第三庁舎３階　区民相談室

**ご利用にあたって**

- 利用できる方は区内在住・在勤・在学の個人の方（法人は対象外）です。匿名での相談はお受けできません。
- 相談は無料ですが、相談者ご自身で問題解決をするための助言をさしあげるものであり、仲裁や書類の作成などは行いません。また、相談員がそのまま仕事を受任したり、区から専門家個人（弁護士等）を紹介したりすることはできません。
- 相談の予約については、**希望日の一週間前（同じ曜日）の午前９時から電話予約（TEL:03-3777-1111）**を開始します。ただし、予約開始日が休日にあたる場合は、翌開庁日から予約を受け付けます。
- その他詳細については区民相談室にお問い合わせください。

問い合わせ先　**戦略広報課区民相談室**　**電話：03-3777-2000**
**（区役所第三庁舎３階）**　**FAX：03-5742-6599**

## 区民相談室での専門相談一覧（要予約）

| 相談名 | 内　容 | 実施日 | 相談時間枠 | 相談時間など |
|---|---|---|---|---|
| 法律相談<br>（弁護士） | 金銭貸借、離婚・親権、遺言、相続、借地借家などの法律問題<br>※相談時間の制限により、調停や裁判で係争中の案件についてはご対応できない場合があります。 | 毎週水曜日<br>第２・第４月曜日<br>（午後） | (1)1時～1時30分<br>(2)1時35分～2時5分<br>(3)2時10分～2時40分<br>(4)2時45分～3時15分<br>(5)3時20分～3時50分 | 30分以内<br>（同一案件は３回まで） |
| | | 第１火曜日<br>（午後） | (1)6時～6時30分<br>(2)6時35分～7時5分<br>(3)7時10分～7時40分<br>(4)7時45分～8時15分 | 30分以内<br>（同一案件は３回まで） |
| | | 第２日曜日<br>（午前） | (1)9時30分～10時<br>(2)10時5分～10時35分<br>(3)10時40分～11時10分<br>(4)11時15分～11時45分 | 30分以内<br>（同一案件は３回まで） |
| 税金相談<br>（税理士） | 相続税、贈与税、所得税などの税金の問題<br>※各税金の計算や確定申告、税金に関係のない資産運用などの相談はお受けできません<br>※住民税など一部対応できない税金があります | 第２・第４火曜日 | 全て午後<br>(1)1時～1時40分<br>(2)1時45分～2時25分<br>(3)2時30分～3時10分<br>(4)3時15分～3時55分 | 40分以内<br>（3回まで） |
| 不動産取引相談<br>（宅地建物取引士） | 土地建物の取引や賃貸借契約、修繕費等の問題など | 第２・第４金曜日 | | 40分以内 |
| 司法書士相談<br>（司法書士） | 登記、相続・遺言、成年後見などの手続きについての相談 | 第２木曜日 | | 40分以内 |
| 行政書士相談<br>（行政書士） | 各種許認可、相続、遺言、成年後見などの手続きについての相談 | 第１～第４金曜日 | | 40分以内 |

# 15. 不動産の相続手続き（相続登記）について

令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されました。

※正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから３年以内に相続登記の申請をしないと、１０万円以下の過料が科されることがあります。

## 相続登記とは

不動産（土地・建物）の所有者が亡くなった場合に、不動産の名義を、亡くなった方から遺産を引き継いだ方（相続人）へ変更する手続きのことです。

## 相続登記の手続き場所

不動産の所在地の法務局（登記所）で行います。

## 手続き方法について

登記申請書を提出して、名義変更を行います。

①遺言書による相続　②遺産分割協議による相続　③法定された割合による相続などがあり、ケースにより必要な書類が異なります。

**必要な申請書の様式および記載例は、こちらの QR コードから法務局ホームページをご確認ください。**

問い合わせ先　**東京法務局　電話：03-5318-0261**（登記電話案内室）

## 申請者について

- 相続人が自分で申請書を作成し、申請する方法（本人申請）
- 資格者代理人（専門家）に依頼する方法（代理申請）

ご自身でお手続きをすることが難しいと考えられる方は、専門家（司法書士等）に相談することをご検討ください。

memo

# 16. 法定相続情報証明制度について

各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」を利用することで、手続で戸除籍謄本を何度も出し直す必要がなくなります。

※相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

## 手続きの流れ

① 必要書類の収集 ➡ ② 法定相続情報一覧図の作成 ➡ ③ 申出書の記入・管轄登記所（法務局）への申出⇒法定相続情報一覧図の写しの交付

法定相続情報証明制度の詳しい手続きは、こちらの QR コードから法務局ホームページをご確認ください。

問い合わせ先　**東京法務局　電話：03-5318-0261**（登記電話案内室）

memo

## 相続人となる人は

相続人の順位◎配偶者は常に相続人になります。
※先順位の者がいない場合に後順位の者が相続人になります。

① 第１順位 直系卑属 → ② 第２順位 直系尊属 → ③ 第３順位 兄弟姉妹

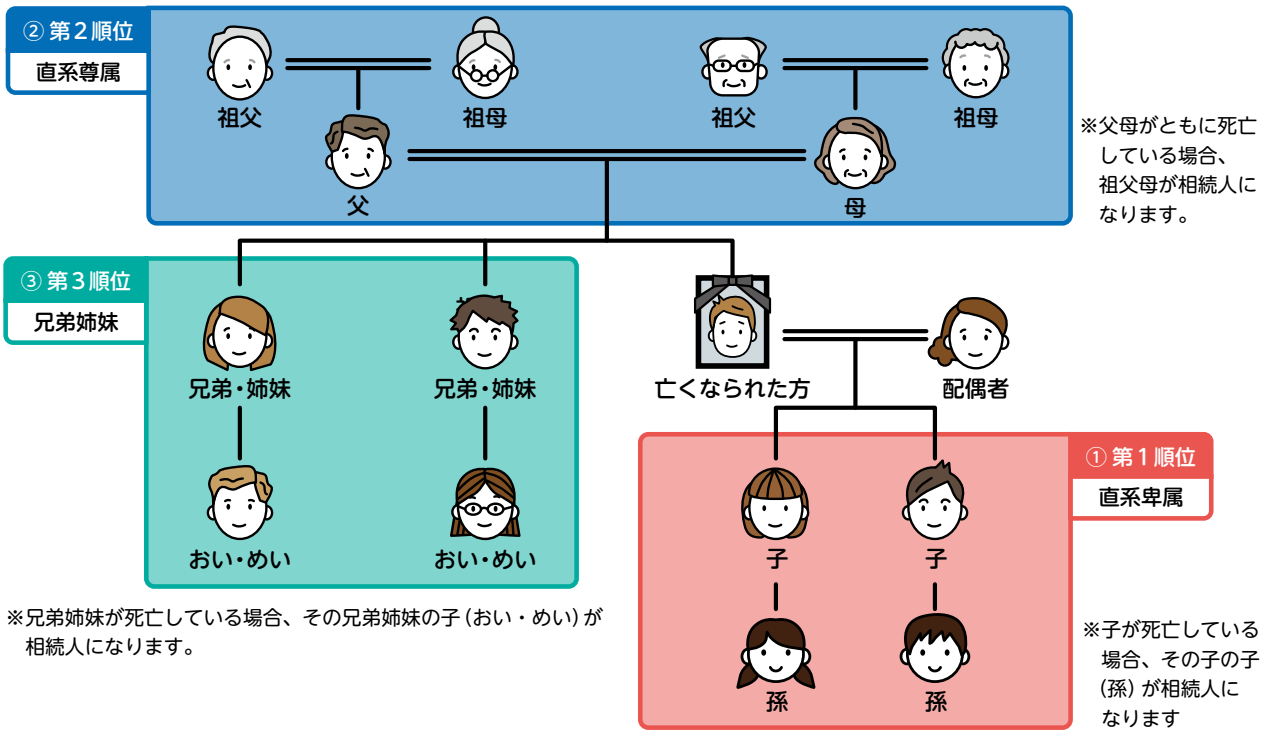


※父母がともに死亡している場合、祖父母が相続人になります。

※兄弟姉妹が死亡している場合、その兄弟姉妹の子（おい・めい）が相続人になります。

※子が死亡している場合、その子の子（孫）が相続人になります

### 品川区役所

〒140-8715　品川区広町2-1-36

電話　03-3777-1111（代表）

窓口　月曜日から金曜日の
午前８時30分～午後５時
休日：土曜日、日曜日、祝日、
年末年始（12月29日～1月3日）
※一部日曜開庁、火曜延長窓口あり

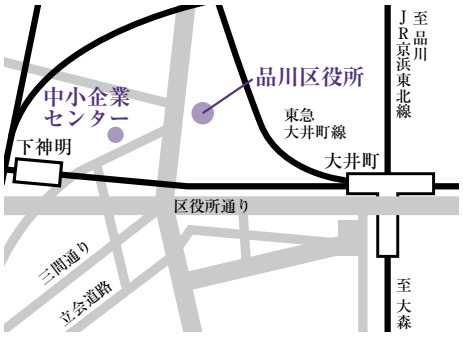


交通　JR線・東急線・りんかい線大井町駅徒歩８分
東急大井町線下神明駅徒歩５分

品川区ホームページ　https://www.city.shinagawa.tokyo.jp

日曜開庁については、こちらのQRコードから品川区ホームページをご確認ください。


発行：品川区　地域振興部　戸籍住民課
令和８年４月１日作成